

令和4年

上砂川町議会会議録

第4回 臨時会
第4回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和4年第4回臨時会

(10月28日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
議案第29号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算(第5号)(原案可決)	4
閉会の宣告	7

令和4年第4回定例会

第1号(12月14日)

議事日程	9
会議録署名議員	9
開会の宣告	10
開議の宣告	10
会議録署名議員指名について	10
会期決定について	10
諸般の報告	10
笹木笑子の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	10
笹木笑子の第2回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	10
議長の第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告	11
議長の第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	11
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告	11
例月出納検査結果報告(9・10・11月分)	12
町長行政報告	12
教育長教育行政報告	13
議案第30号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	14
議案第31号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	14

議案第 3 2 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整備に関する 条例制定について	1 6
議案第 3 3 号	令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）	1 8
議案第 3 4 号	令和 4 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 1
議案第 3 5 号	令和 4 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）	2 2
休会について		2 3
散会の宣告		2 4

第 2 号（12月16日）

議事日程		2 7
会議録署名議員		2 7
開議の宣告		2 8
会議録署名議員指名について		2 8
一般質問		2 8
小 澤 一 文		2 8
総務課長 内 野 博 之		2 9
企画課長 鷺 尾 仁 志		3 0
町長 奥 山 光 一		3 1
石 田 浩 二		3 1
住民課長 白 土 ゆかり		3 2
笹 木 笑 子		3 2
福祉課保健予防担当課長 林 孔 美		3 4
教育次長 米 田 淳 一		3 5
町長 奥 山 光 一		3 5
議案第 3 0 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可 決）	3 6
議案第 3 1 号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（原案 可決）	3 6
議案第 3 2 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整備に関する 条例制定について（原案可決）	3 6
議案第 3 3 号	令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）（原案可決）	3 6
議案第 3 4 号	令和 4 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	3 6
議案第 3 5 号	令和 4 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	3 6
調査第 4 号	所管事務調査について（許可）	3 9
派遣第 3 号	議員派遣承認について（承認）	3 9
年末挨拶		3 9
閉会の宣告		4 1

出席議員

議席 番号	氏 名	4 臨	4 定	
		10.28	12.14	12.16
1	石 田 浩 二	○	○	○
2	藏 根 高 史	○	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○	○
4	小 澤 一 文	○	○	○
5	越 前 等	○	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○	○
7	吉 川 洋	○	○	○
8	高 橋 成 和	○	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	4 臨	4 定	
		10.28	12.14	12.16
町 長	奥 山 光 一	○	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○
監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○
総 務 課 長	内 野 博 之	○	○	○
企 画 課 長	鷲 尾 仁 志	○	○	○
建 設 課 長	三 原 浩 明	○	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○	○
福祉課保健予防 担 当 課 長	林 孔 美	○	○	○
税 務 出 納 課 長	戸 田 晋 一	○	○	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 臨	4 定	
		10.28	12.14	12.16
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○
係 長	齊 藤 弥 生	○	○	○

第 4 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和 4 年

上砂川町議会第 4 回臨時会会議録（第 1 日）

10月28日（金曜日）午前10時00分 開 会
午前10時12分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

10月28日 1日間

第 3 議案第 29 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 5 号）

○会議録署名議員

3 番 笹 木 笑 子 4 番 小 澤 一 文

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和4年第4回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、笹木議員、4番、小澤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 次、日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第29号

○議長（高橋成和） 次、日程第3、議案第29号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第29号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,430万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月28日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第29号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、10款地方交付税57万円の追加で、18億3,618万4,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

14款国庫支出金5,993万円の追加で、4億1,451万7,000円となります。

1 項国庫負担金34万3,000円の追加で、1億5,599万6,000円となります。

2 項国庫補助金5,958万7,000円の追加で、2億5,736万5,000円となります。

21款基金繰入金2,900万円の追加で、1億4,910万円となります。

1 項基金繰入金、同額であります。

歳入合計が8,950万円の追加で、33億6,430万円となります。

2、歳出、2款総務費750万円の追加で、4億895万4,000円となります。

1 項総務管理費750万円の追加で、3億6,453万3,000円となります。

3 款民生費8,093万円の追加で、7億9,603万9,000円となります。

1 項社会福祉費8,093万円の追加で、7億3,560万1,000円となります。

4 款衛生費107万円の追加で、2億3,980万6,000円となります。

1 項保健衛生費107万円の追加で、1億4,990万6,000円となります。

歳出合計が8,950万円の追加で、33億6,430万円となります。

事項別明細書7ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項14目新型コロナウイルス感染症対策費750万円の追加で、1億1,000万円となります。

資料ナンバー2をご参照願います。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金に係るエネルギー・食料品価格等物価高騰対策事業であります。国は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、対策を一層強化するため地方創生臨時交付金を増額したもので、本町への配分額は1,850万円であります。

1 として、事業者支援給付事業は、電気、ガス、燃料等のエネルギー及び食料品等の価格上昇による物価高騰の影響を受けた町内事業者に対し、価格高騰の負担を軽減するために給付金を支給するもので、業種、事業形態等により給付額を設定しております。

公共交通事業者支援給付事業は、電気、ガス、燃料等のエネルギー価格の上昇による物価高騰の影響を受けた町内を運行する公共交通事業者に対し、価格高騰の負担を軽減するための給付金を支給するものであります。

予算書にお戻り願います。18節負担金、補助及び交付金は、公共交通事業者支援事業に

50万円、事業者支援事業に700万円、それぞれ追加するものであります。

3款1項9目価格高騰緊急支援給付事業費8,093万円の追加で、8,093万円となります。

資料ナンバー1をご参照願います。初めに、目的であります。国は電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯に対し、その生活を支援するため現金給付を行うもので、対象世帯は基準日において上砂川町に住所を有する次の世帯で、同一の世帯に属する者全員が令和4年度市町村民税均等割が非課税である世帯、もしくは予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯で、対象世帯数は781世帯、給付額は1世帯につき5万円、受付期間は令和4年11月中旬から令和5年1月31日までで、支給時期は令和4年12月中旬を予定しております。

再度資料ナンバー2をご参照願います。3の価格高騰緊急支援給付事業は、物価高騰の影響を受けるのは非課税世帯ではなく、全世帯が影響を受けるため、町の独自給付として国の給付事業の対象とならない世帯に対し、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、その生活を支援するため現金給付を行うもので、対象世帯数は807世帯で、給付額は1世帯につき5万円、支給時期は令和4年12月中旬を予定しております。

予算書にお戻り願います。3節職員手当等13万円の追加、10節需用費26万5,000円の追加、11節役務費48万5,000円の追加、12節委託料54万5,000円の追加、13節使用料及び賃借料10万5,000円の追加、18節負担金、補助及び交付金は国の事業である低所得世帯分3,905万円、町の事業であるその他世帯分4,035万円、合計7,940万円を追加するものであります。

4款1項4目新型コロナウイルスワクチン接種事業費107万円の追加で、2,670万円となります。生後6か月から4歳までのワクチン接種に係る費用の計上で、1回目接種後3週間後に2回目接種、その後8週間後3回目接種となっており、3回分の費用を計上しております。接種場所は砂川市立病院で、接種期間は11月11日から翌年3月31日までで、保健予防係で予約を受け付けております。11節役務費4万2,000円の追加、12節委託料52万8,000円の追加、18節負担金、補助及び交付金50万円の追加であります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、10款1項1目地方交付税57万円の追加は、普通交付税の追加であります。

14款1項2目衛生費負担金34万3,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金の追加であります。

2項1目総務費補助金1,850万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加であります。

2目民生費補助金4,036万円の追加は、低所得者に係る価格高騰緊急支援給付事業費と事務費の追加で、3目衛生費補助金72万7,000円の追加は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の追加であります。

21款1項1目基金繰入金2,900万円の追加は、地域振興基金を繰入れするものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和4年第4回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時12分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 笹 木 笑 子

署 名 議 員 小 澤 一 文

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 4 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

12月14日（水曜日）午前10時00分 開 会
午前10時55分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
12月14日～12月16日
3日間
- 第 3 諸般の報告
- 1) 議会政務報告
 - 2) 第 2 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（笹木議員）
 - 3) 第 2 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（笹木議員）
 - 4) 第 2 回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（議長）
 - 5) 第 2 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
 - 6) 石狩川流域下水道組合議会第 2 回定例会結果報告（議長）
 - 7) 例月出納検査結果報告（9・10・11月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 議案第 30 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 31 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 32 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整備に関する条例制定について
- 第 9 議案第 33 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 10 議案第 34 号 令和 4 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 11 議案第 35 号 令和 4 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- ※ 議案第 30 号～第 35 号までは、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

5 番 越 前 等 6 番 伊 藤 充 章

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。
理事者側につきましては、全員出席しております。
定足数に達しておりますので、令和4年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、越前議員、6番、伊藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、12月14日から12月16日の3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。
よって、会期は、12月14日から12月16日の3日間に決定いたしました。
なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 日程第3、諸般の報告を行います。
議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。
次に、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会と第2回砂川地区広域消防組合議会定例会の結果報告について報告を求めます。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 令和4年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和4年11月30日水曜日午前10時。
場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更について）、報告第1号 事務報告書の提出について、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月出納検査報告について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決、承認されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和4年第2回砂川地区広域消防組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和4年11月30日水曜日午前11時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 砂川地区広域消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 令和3年度砂川地区広域消防組合会計決算の認定を求めることについて、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村総合事務組合理約の一部変更について）、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更について）、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月出納検査報告について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決、承認されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会と第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会と石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の結果報告について一括して私から行います。

まず最初に、令和4年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、令和4年11月29日火曜日午前11時15分から。

場所につきましては、滝川市議会議場でございます。

議件といたしましては、報告第1号 専決処分について（令和4年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計補正予算（第1号））、報告第2号 専決処分について（令和4年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計補正予算（第1号））、報告第3号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合理約の変更）、報告第4号 定期監査報告について、報告第5号 例月現金出納検査報告について、認定第1号 令和3年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定

第2号 令和3年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和3年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、認定されましたので、ご報告いたします。

次に、令和4年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、令和4年11月29日火曜日午後2時15分から。

場所につきましては、滝川市議会議場でございます。

議件といたしましては、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 監査委員の選任について、認定第1号 令和3年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、監査委員に歌志内市、加津武委員が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、認定されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和4年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和4年11月29日火曜日午後1時15分から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしまして、報告第1号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について）、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告について、報告第4号 令和3年度決算に係る資金不足比率について、議案第1号 令和4年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）、認定第1号 令和3年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、可決、認定されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の9月、10月、11月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告とさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします令和4年第3回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行

事、会議につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、お目通し願います。

その他1件、企業版ふるさと納税についてご報告いたします。企業版ふるさと納税につきましては、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除される仕組みであり、地方創生の充実や地域の活性化、関係人口の創出、拡大につながるほか、企業からの寄附が地方自治体における財源確保の新たな選択肢となることから、本町においても本制度の活用に向け、第7期上砂川町総合計画後期基本計画並びに第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた政策に基づき上砂川町地域再生計画の策定を進め、本年11月に内閣府より認定を受けるに至りました。現在町では、企業の皆様に寄附のご検討いただけるようPR用リーフレットの作成と町ホームページにおいて制度概要の周知及び対象事業の公表を行うなど情報発信に努めるとともに、本制度を活用した際に企業の信用力の向上や税の軽減効果が最大で寄附額の約9割となることから、寄附に賛同いただける企業のリストアップとアプローチを横断的に進めているところであり、現在2社より申請書の提出をいただいているところであります。本制度の適用期限は、令和6年度末までとなっており、寄附企業には社会貢献に対するPRなどのメリットが最大限生かされるよう町から企業紹介など寄附受入れ後の体制を整えながら、継続的な企業との連携構築に結びつくよう積極的に事業展開を図ってまいりますことを申し上げ、町長行政報告といたします。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

令和4年第3回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただきます報告書のとおりでございますが、町内の小中学校における2学期制の導入につきましてご報告いたします。

2学期制の導入につきましては、令和3年2月に当時の小学校長より、年間3回の評価を2回に変更することで今般の新型コロナウイルス感染のような不測の休業期間が生じた場合でも評価期間が長いことから子供たちの評価をより捉えることができるため、令和3年度から導入したい旨の相談があったところです。しかし、保護者への説明や中学校での協議などの状況を校長に確認したところ、特段実施していない旨の発言があったことから、いきなりの導入は混乱を来すおそれがあり、まずは保護者への説明や中学校での検討、協議をしっかりと行った上で再度相談するよう指示いたしました。令和3年4月に小学校で、令和4年4月には中学校で校長が異動したことから、学校での協議や保護者への説明については実質的には本年度から開始されたところです。各学校において教員の協議やPTA役員会での説明が終了していること、今後開催予定の保護者全体会議の中で保護者から特

段の反対意見がなければ2学期制を導入したい旨の報告が各学校長からありました。また、過日開催された教育委員会会議にて諮ったところ、教育委員より反対ではないが、特に受験を控える中学3年生については評価の回数が減ることに生徒や保護者の心配も懸念されることから、2回の評価以外にも何らかの形で学力の状況を教えてあげてほしいとの要望が出され、検討課題として中学校に伝えております。なお、現時点での中空知管内における2学期制の導入状況ですが、3学期制ではあるものの評価の回数、いわゆる通知表の発行を2回としている学校を含めると、小学校では18校中11校、中学校では12校中11校が導入しており、義務教育学校が1校ありますが、未導入となっております。今後保護者からの同意が得られたならば、各学校において学校だよりにて保護者への周知、次年度の学校諸行事の日程調整を行うことや教育委員会においては学校管理規則などの必要な改正を行いながら、令和5年4月からの2学期制導入に向け、各種事務作業を進めていく予定でございます。いずれにいたしましても、当町においては子供たちの学力向上は喫緊の課題でありますので、成績評価の作業が1回減少することにより教員に時間的余裕が生まれることや始業式などの行事も減り、授業時数が確保しやすくなることから、これらを有効活用し、学力向上が図られるよう各学校に指導してまいりたい旨報告申し上げ、教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎議案第30号 議案第31号

○議長（高橋成和） 次、日程第6、議案第30号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議案第31号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第30号及び議案第31号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、議案第30号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与について人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

続きまして、議案第31号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員及び町議会議員の期末手当について人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例の内容が相当量となっておりますので、議案第30号の別表の読み上げについては省略したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号の別表の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、ご指示により、議案第30号及び議案第31号につきまして一括して内容の説明をさせていただきます。

このたびの条例改正は、一般職の月例給とそれに特別職及び議会議員の期末手当を含めた期末、勤勉手当について令和4年人事院勧告に準じて改正を行うものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー1を御覧願います。初めに、人事院勧告の概要でございます。人事院では、官民給与比較の調査の結果、民間給与が国家公務員給与を上回ることになり、その較差是正のため3年ぶりの給与の引上げ勧告を行っております。主な勧告内容であります。1の令和4年給与勧告の概要にありますとおり、民間給与との較差921円を解消するため、初任給で大卒3,000円、高卒4,000円を引上げ、若年層の俸給月額を平均で0.3%引き上げるとともに、期末、勤勉手当について現行の4.3か月から4.4か月と0.1か月引上げとなるものでございます。

なお、支給月数の内訳といたしまして、本年度においては6月期に2.15月、12月期に2.25月を支給、次年度以降は6月期に2.2月、12月期に2.2月を支給することとし、既に支給済みである給料の引上げ分は実施時期である令和4年4月1日に遡及して支給するものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー2の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして議案第30号の別表の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、本文に参ります。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項ただし書中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

第2条 第17条第2項中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項ただし書中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

続きまして、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の215」を「100分の220」に改め、同項第2号中「100分の215」を「100分の220」に改める。

附則第3項中「70万円」を「69万円」に改める。

(上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の215」を「100分の220」に改め、同項第2号中「100分の215」を「100分の220」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当に関する特例措置)

2 令和4年度に限り、12月に支給する期末手当の額は、改正後の条例の規定中「100分の220」とあるのを「100分の225」と読み替えて適用する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第32号

○議長（高橋成和） 日程第8、議案第32号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整備に関する条例制定について議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第32号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整備に関する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について改正を行う必要があるため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、これも条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、ご指示により、議案第32号につきまして内容の説明をいたします。

資料ナンバー3をご参照願います。このたびの条例制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律により定年引上げに係る必要な措置が講じられ、これまでの定年年齢60歳から段階的に引き上げられ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員を最大限に活用しつつ、次の世代に知識、技術、経験等を継承し、行政の効率化を図るものでございます。

法律の改正内容といたしましては、2023年度の令和5年度から職員の定年年齢を現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、2031年度の令和13年度以降は65歳となるものであり、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職については原則60歳に到達後管理職以外の職となるものであります。給与の取扱いにつきましては、当分の間職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以降原則7割水準となります。また、60歳に達した日以後引き上げられた定年前に退職した職員については、本人の希望により現行の再任用短時間勤務職員と同様に短時間勤務の職に65歳まで勤務することが可能となります。

本町における定年引上げの取扱いにつきましても法に基づき2023年度の令和5年度から定年年齢の段階的な引上げ及び役職定年制度を導入する予定で、対象者につきましては表に記載のとおり令和8年度末で1人、令和10年度末で1人、令和12年度末で2人、令和14年度末で2人となっております。勤務条件につきましては、法に基づき国に準じた取扱いを予定しており、役職定年制の導入に伴い管理職から一般職に切り替わる職員については係長と同等の職として職務の多様化に応じ配置する予定でございます。

以上が改正の主な内容でございますが、条例の改正箇所につきましては資料ナンバー4の新旧対照表をご参照願います。

なお、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第33号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、議案第33号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第33号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,620万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の追加）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月14日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第33号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、10款地方交付税1,393万2,000円の追加で、18億5,011万6,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

14款国庫支出金98万8,000円の減額で、4億1,352万9,000円となります。

1項国庫負担金19万2,000円の追加で、1億5,618万8,000円となります。

2項国庫補助金118万円の減額で、2億5,618万5,000円となります。

15款道支出金15万6,000円の追加で、1億1,620万1,000円となります。

1 項道負担金15万6,000円の追加で、9,528万8,000円となります。

19款町債120万円の減額で、2億2,200万円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が1,190万円の追加で、33億7,620万円となります。

2、歳出、1 款議会費36万1,000円の減額で、3,744万6,000円となります。

1 項議会費、同額であります。

2 款総務費782万9,000円の追加で、4億1,678万3,000円となります。

1 項総務管理費782万9,000円の追加で、3億7,236万2,000円となります。

3 款民生費27万6,000円の追加で、7億9,631万5,000円となります。

1 項社会福祉費122万8,000円の減額で、7億3,437万3,000円となります。

2 項児童福祉費150万4,000円の追加で、5,962万円となります。

4 款衛生費28万1,000円の追加で、2億4,008万7,000円となります。

1 項保健衛生費7万5,000円の追加で、1億4,998万1,000円となります。

2 項清掃費20万6,000円の追加で、9,010万6,000円となります。

7 款商工費162万7,000円の追加で、1億5,099万1,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費655万6,000円の追加で、4億6,481万2,000円となります。

1 項土木管理費160万円の追加で、1億583万4,000円となります。

2 項道路橋りょう費415万6,000円の追加で、1億8,063万8,000円となります。

3 項住宅費80万円の追加で、1億7,834万円となります。

10款教育費185万2,000円の追加で、1億3,669万2,000円となります。

1 項教育総務費3万2,000円の追加で、1,755万1,000円となります。

2 項小学校費60万円の追加で、4,838万9,000円となります。

3 項中学校費110万円の追加で、5,045万円となります。

4 項社会教育費12万円の追加で、871万2,000円となります。

13款職員費616万円の減額で、5億4,165万9,000円となります。

1 項職員費、同額であります。

歳出合計が1,190万円の追加で、33億7,620万円となります。

次ページであります。第2表、債務負担行為。1、追加、事項、上砂川町地球温暖化対策実行計画策定業務、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額、総額370万円以内。

第3表、地方債補正。1、変更、起債の目的、緑橋長寿命化補修事業、補正前限度額3,770万円、補正後限度額3,650万円。

事項別明細書9ページ、歳出でございます。3、歳出、1 款1 項1 目議会費36万1,000円の減額は、令和3年及び令和4年人勸による精査であります。

2 款1 項1 目一般管理費300万円の追加は、電気料高騰により庁舎用電気料を300万円追加するものであります。

5目財産管理費329万円の追加で、7,208万8,000円となります。10節470万3,000円の追加は、町立診療所ボイラーと職員住宅の修繕料の計上であります。12節委託料22万円の減額と14節工事請負費119万3,000円の減額は、いずれも入札執行減による精査であります。

10目町民センター管理費75万9,000円の追加で、2,047万5,000円となります。1節報酬5万9,000円の追加は、最賃アップによる追加で、10節需用費70万円の追加は燃料費高騰による追加であります。

11目地域振興費78万円の追加で、3,038万7,000円となります。10節需用費28万円の追加は、電気料の追加であります。18節負担金、補助及び交付金50万円の追加は、雪ん子まつり花火大会補助金の追加であります。

3款1項3目社会福祉施設費117万円の減額で、2,404万1,000円となります。10節需用費8万円の追加は、東山高齢者住宅の電気料の追加であります。14節工事請負費125万円の減額は、入札執行残による精査であります。

5目地域包括支援センター費5万8,000円の減額は、令和3年及び令和4年人勸による精査であります。

2項2目認定こども園等複合施設費150万4,000円の追加で、2,597万1,000円となります。1節報酬20万円の追加は、最賃アップに伴う追加で、10節需用費80万円の追加は電気料、燃料費の追加であります。18節負担金、補助及び交付金50万4,000円の追加は、天使幼稚園に通園する町民が1名増えたことによる施設型給付費の追加であります。

4款1項3目環境衛生費7万5,000円の追加は、砂川地区保健衛生組合負担金の精査であります。

2項2目じん芥処理費4万8,000円の減額で、7,910万2,000円となります。10節需用費30万円の追加は、最終処分場の電気料の追加であります。18節負担金、補助及び交付金34万8,000円の減額は、砂川地区保健衛生組合負担金の精査であります。

3目し尿処理費25万4,000円の追加は、石狩川流域下水道組合負担金の精査であります。

7款1項1目商工振興費162万7,000円の追加で、2,036万3,000円となります。1節報酬13万1,000円の追加と8節旅費6,000円の追加は、最賃アップと事務引継に係る経費の追加であります。10節需用費149万円の追加は、電気料の高騰により6万円の追加、活性化センター電話交換機修繕料として143万円を追加するものであります。

8款1項1目土木総務費160万円の追加は、10節需用費150万円の追加は電気料の追加で、18節負担金、補助及び交付金10万円の追加は電気料高騰により各町自治会に交付している街路灯維持費補助金の追加であります。

2項1目道路維持費415万6,000円の追加で、1億8,063万8,000円となります。1節報酬85万6,000円の追加は、最賃アップに伴う追加で、10節需用費430万円の追加はロードヒーティング電気料の追加、14節工事請負費100万円の減額は入札執行残による精査であります。

3項1目住宅管理費80万円の追加は、東鶉団地ロードヒーティング等の電気料の追加で

あります。

10款1項2目事務局費3万2,000円の追加は、保険料の追加であります。

2項1目学校管理費60万円の追加と3項1目学校管理費110万円の追加は、いずれも電気料、燃料費の追加であります。

4項3目社会教育施設費12万円の追加は、炭鉱館の電気料の追加であります。

13款1項1目職員給与費616万円の減額は、令和3年及び令和4年人勧並びに職員異動による精査であります。

次に、7ページ、歳入であります。2、歳入、10款1項1目地方交付税1,393万2,000円の追加は、普通交付税の追加であります。

14款1項1目民生費負担金19万2,000円の追加は、民生費に計上した施設型給付費の国庫負担金の計上であります。

2項4目土木費補助金118万円の減額は、事業費確定に伴う国庫補助金の精査であります。

15款1項1目民生費負担金15万6,000円の追加は、施設型給付費の道負担金の計上であります。

19款1項2目土木債120万円の減額は、事業費及び国庫補助金が確定したことによる精査であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第34号

○議長（高橋成和） 次、日程第10、議案第34号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第34号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和4年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,540万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月14日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第34号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2 款使用料及び手数料21万2,000円の追加で、2,921万4,000円となります。

1 項使用料、同額であります。

歳入合計が21万2,000円の追加で、1 億4,540万8,000円となります。

2、歳出、1 款下水道費21万2,000円の追加で、5,322万7,000円となります。

1 項下水道整備費 8 万8,000円の減額で、4,350万9,000円となります。

2 項下水道維持費30万円の追加で、971万8,000円となります。

歳出合計が21万2,000円の追加で、1 億4,540万8,000円となります。

事項別明細書 5 ページ、歳出でございます。3、歳出、1 款 1 項 1 目総務管理費 8 万8,000円の減額は、令和 3 年及び令和 4 年人勸による精査であります。

2 項 1 目維持管理費30万円の追加は、マンホールポンプ電気料の追加であります。

次に、4 ページ、歳入であります。2、歳入、2 款 1 項 1 目下水道使用料21万2,000円の追加は、下水道使用料を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第 3 5 号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、議案第35号 令和 4 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第35号 令和 4 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（総則）

第 1 条 令和 4 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第 1 款水道事業収益、既決予算額 1 億1,683万3,000円、補正予算額129万4,000円、計 1 億1,812万7,000円。

第 1 項営業収益、8,402万6,000円、129万4,000円、8,532万円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、既決予算額1億1,683万3,000円、補正予算額129万4,000円、計1億1,812万7,000円。

第1項営業費用、1億547万6,000円、129万4,000円、1億677万円。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

(1) 職員給与費、既決予算額2,076万5,000円、補正予算額4万6,000円の減額、計2,071万9,000円。

令和4年12月14日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第35号について内容の説明をいたします。

2ページであります。令和4年度上砂川町水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益129万4,000円の追加で、1億1,812万7,000円となります。

1項営業収益129万4,000円の追加で、8,532万円となります。

1目給水収益129万4,000円の追加で、8,517万8,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用129万4,000円の追加で、1億1,812万7,000円となります。

1項営業費用129万4,000円の追加で、1億677万円となります。

1目原水及び浄水費130万円の追加で、2,204万7,000円となります。

2目配水及び給水費4万円の追加で、1,012万6,000円となります。

4目総係費4万6,000円の減額で、2,366万2,000円となります。

事項別明細書3ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費130万円の追加は、浄水場等電気料金の追加で、2目配水及び給水費4万円の追加は増圧ポンプ等電気料金の追加であります。

4目総係費4万6,000円の減額は、令和3年及び令和4年人勸による精査であります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、水道事業収益、営業収益、1目給水収益129万4,000円の追加は、業務用水道料金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長(高橋成和) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。行政常任委員会開催のため、明日15日を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、明日15日は休会することに決定いたしました。

また、16日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席のほどお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時55分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 越 前 等

署 名 議 員 伊 藤 充 章

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 4 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 2 日）

12月16日（金曜日）午前10時00分 開 議
午前10時53分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 30 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 31 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 32 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整備に関する条例制定について
- 第 6 議案第 33 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 7 議案第 34 号 令和 4 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 35 号 令和 4 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）
※ 議案第 30 号～第 35 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 9 調査第 4 号 所管事務調査について
- 第 10 派遣第 3 号 議員派遣承認について

○会議録署名議員

5 番 越 前 等 6 番 伊 藤 充 章

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和4年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、越前議員、6番、伊藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 通告に従い、順次質問させていただきます。

初めに、AEDについてですが、AEDについては令和2年第2回定例会においていざというときに誰もがAEDを問題なく使用できるためガイドラインを策定して管理すべきとの質問をさせていただきましたが、本日は傷病者が女性である場合におけるプライバシー保護の観点からお伺いします。AED使用時は、傷病者の右胸上部と左胸脇の2か所に電気ショックを与えるためのパッドを直接肌に貼り付けます。その際傷病者が女性の場合に胸がはだけてしまうことから、使用をためらう人が多いことが課題となっていました。この対策として、三角巾をAEDケースに配備し、活用されているようです。この三角巾の配備により、プライバシーに配慮した迅速な救命活動が施され、救急救命率の向上につながっています。また、三角巾は、骨折部位の固定や止血にも活用することができることから、現在ではAEDケースに配備する自治体が増えています。本町においても傷病者が女性であってもAEDの使用をためらうことなく救命活動を行うことができるよう三角巾の配備を進めるとともに、周知の対策を取るべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、人口減少対策についてです。人口減少が続く中でどうすれば若い世代を呼び込め

ることができるのか、本町が抱える大きな課題の一つです。この課題の対策を女性の動向に注目し、女性が活躍できる環境を整えることがその地域の将来にとって極めて重要であるとの分析があります。つまり女性が住むことを敬遠するような地域には、男性や子育て世帯が積極的に移住することは期待できないというものです。今や人口減少が著しい地方にとって女性活躍の推進は、地方創生には必要不可欠とされています。また、この視点に着目し、その対策に乗り出している自治体は少なくありません。例えば熊本市では、女性のための再就職応援講座を立ち上げ、再就職の支援を積極的に推進、また長崎県諫早市では女性起業塾を開講して仕事で独立したい女性のサポートを展開、そして香川県では県内で活躍する女性研究者らと女子中高生との交流イベントを開催し、女性活躍に向けた環境整備に取り組んでいるなど、多くの自治体がそれぞれの地域の特色を生かした対策を展開しています。こうした事例を踏まえ、女性活躍の視点を生かした取組の重要性が増しているものと考えますが、見解をお伺いします。

また、政府は、女性デジタル人材育成を推進する方針を決定しています。本町においても国の地域女性活躍推進交付金を活用してデジタル人材育成に積極的に取り組むべきであります。例えば初歩的な技能を学べる講座の開催等、女性がデジタルのスキルを習得できる後押しをする新たな取組を進めるべきですが、見解をお伺いして質問を終わります。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、内野総務課長。

○総務課長（内野博之） 4番、小澤議員の1件目のご質問、AEDケースに三角巾を配備することについてお答えいたします。

AEDにつきましては、突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対し電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻す蘇生医療機器で、現在役場、町民センター、小中学校、こども園、町立診療所、温泉、ふらっと、そして各生活館6台と東山高齢者住宅を合わせまして公共施設に15台設置してございます。AEDをより多くの方が活用できるようAEDに対する知識や意識の向上を図るため、救命技能を習得するための普通救命講習会を役場全職員に受講させ、また維持向上を図るために3年ごとに再講習としており、学校や生活館に設置しておりますので、教職員や各町自治会役員の皆様にも受講してもらい、万が一の場合に備えております。

議員ご指摘のとおり、AEDを取り巻く新たな問題といたしまして、令和元年5月に京都大学の研究チームが心停止時にAEDの使用率を調査した結果、大きな男女差が生じており、その原因といたしまして2枚のパッドを素肌に直接貼るため女性に対しての抵抗感から使用率が男性より低いとの報告がなされたところです。心停止は、一分一秒を争う緊急事態ですので、命を救うことを第一に考え、性別に関係なくちゅうちょせずに利用することが重要と考えております。その対策の一つとして、胸を覆うため三角巾をAEDのケースに配備し、活用してはとのご質問でございますが、本町で設置しているAEDは服を全て脱がさなくても下着をずらしてパッドを貼り、その後服などをかけて肌を隠すことが

可能なタイプでありますので、三角巾を備えることにより他の用途にも使用できることから、三角巾に限定せず、消防と協議しながら配備について検討してまいります。今後におきましても消防と連携し、機器の管理、救命技能の維持向上に努めてまいりますことを申し上げます。

○議長（高橋成和） 次に、鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） 4番、小澤議員の2件目のご質問、女性活躍とデジタル人材育成についてお答えいたします。

国においては、女性の就労環境の改善と社会進出を目的に昭和60年に男女雇用機会均等法、平成27年に女性活躍推進法が成立し、女性が社会で活躍する機会に大きな変化がもたらされました。本町では、昭和60年に上砂川町女性の自立プラン推進協議会を立ち上げ、平成13年には上砂川町男女共同参画推進協議会へ発展的に改組し、女性の地位向上と社会参加を目的にセミナーの開催やフォーラム等への参加など学習活動や地域活動を推進してまいりました。しかしながら、役員の高齢化や会員数の減少により活動が停滞し、平成27年5月をもってやむなく組織を解散したところであります。議員が述べられております様々な取組を進めるに当たっては、組織づくりが必要であると認識いたしますが、都市部とは違い役員の担い手や構成員を確保することは容易ではなく、これから活躍を期待する若い世代をいかに取り込みながら進めるかが課題でありますことから、まずは各団体等への女性の登用を積極的に促し、自らが活躍する機運の醸成と土壌づくりに努めてまいります。

また、デジタル人材育成につきましては、デジタル田園都市国家構想実現会議においてその基本方針が示されており、特に女性を念頭に置いた女性デジタル人材育成プランが構築されるとともに、デジタル実装を通じて誰もが便利で快適に暮らせる社会づくりを目指し、デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定が進められているところであります。社会全体のデジタル化が加速する中、地方自治体においても新たな地域像を再構築するために地方版総合戦略の抜本的な改訂が求められており、本町においてデジタル弱者支援の一環として開催しているスマートフォン講座のほか、公共施設のWi-Fi環境整備事業などを足がかりに議員ご質問の女性のデジタル分野におけるスキル向上につきましても住民ニーズを把握することにより地域において必要とされている支援策を思案し、改訂となる地方版総合戦略に反映させていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、人口減少、少子高齢化の問題に直面している本町にとっては、労働力の確保という観点からも女性の活躍が期待されていることに変わりはなく、地域経済の発展のみならず、まちづくり、自治会、子育て等の地域課題においても様々な視点から多様な人材の確保が重要となります。特に子育て世代を中心とした若年層に重点を置く移住定住施策にもつながるように、町内各団体や住民との連携、協働の推進を図るとともに、国や道による支援策の活用も検討しながら地域の実情に応じた取組を進めてまいりますことを申し上げます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○4番（小澤一文） ただいまご答弁いただきました。女性活躍とデジタル人材育成について再質問です。

ただいまの答弁では、男女共同参画社会を推進するためには多様な分野で女性が活躍できる環境づくりを推進したいと、しかし本町の高齢化、また女性の人材不足、こういった部分でなかなか思うように進んでいないのかなというところと感じております。そういった意味では、町政執行方針にも各種審議会等への積極的な女性の登用という部分をうたっているわけですが、現在までの審議会等の登用についての現状を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。町長。

○町長（奥山光一） 大変申し訳ないのですが、審議会への登用の状況という事前通告がございませんでしたので、今手元に資料がございません。したがって、後ほど調べまして書類のほうお渡ししたいと思います。

○議長（高橋成和） 小澤議員、質問の内容が今ずれておりましたので、再質問にはならないと思うのですが、あとほかに再質問があれば許可いたしますけれども、ありませんか。

○4番（小澤一文） 終わります。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 石 田 浩 二 議 員

○議長（高橋成和） 次、1番、石田議員、ご登壇の上発言願います。

○1番（石田浩二） それでは、質問させていただきます。

きれいな町上砂川町を目指す、不法投棄についてお伺いいたします。不法投棄問題は、自然や美観が損なわれ、町民が大変不快になると思いますし、パンケの湯へ入浴される方は特に道路沿いにごみがあるのを見ると上砂川町は汚い町として思われたりすると残念な気持ちになります。また、パンケの湯のスタッフさんが仕事帰りの暗い時刻に不法投棄を発見して拾って帰られる方がいると聞いており、就労後の帰宅時間にまでこのようなことをしていただいております、大変ありがたいと思う反面、不法投棄をした犯人に強く憤りを覚えます。これから冬季の積雪で不法投棄が分かりにくくなりますし、町が看板等も設置して注意をしていますが、雪解け時期にたくさんのごみが現れることをなくしていくためにもっと町民へ周知していくべきだと思います。

そこで、不法投棄を町が発見できましたら、広報やラインで伝えて再発防止を促すことをしていただけないでしょうか。これは、特にリアルタイムのラインで伝えることによって町民が注意して監視することへつながると思いますし、悪質な場合は画像つきで配信が可能でしたら効果が高いと私は思います。一部の町民は、不法投棄を発見しても役場に電話なのか警察なのか分からないと聞くことがありますので、広報やラインで町民が不法投

棄を発見しましたら通報電話先を分かるようにしていくと電話しやすくなり、不法投棄の減少になっていくと考えられます。それでは、町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの1番、石田議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 1番、石田議員のご質問、不法投棄問題についてお答えいたします。

ごみを適正に処理せず道路や空き地等に捨てる不法投棄は、悪質な犯罪であり、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科されます。不法投棄を発見した場合や目撃した場合は、投棄者に危害を加えられるおそれがあるため直接投棄者に話しかけず、投棄日時や場所、車両ナンバー等投棄者が特定できる情報提供を役場または最寄りの警察署に通報するようお願いしております。本町の不法投棄防止対策としましては、毎年6月の環境月間に庁舎及び町民センターに設置の自動販売機の電光掲示板を利用した啓発や町広報への不法投棄防止の記事掲載などを行っております。また、各町の自治会や衛生協力会、老人クラブ、あるいは社会福祉協議会等ごみ拾い活動を行ってくださる団体や議員のご質問にありましたように個人的にごみ拾いをしてくださる方々から環境美化にご協力をいただいておりますが、残念ながら本年度は6件の通報があり、それぞれ警察と現場を確認の上、不法投棄物の回収等を行っております。

議員のご質問にありました連絡先が分からない住民もいらっしゃるの件につきましては、連絡は役場でも警察でもよく、どちらに連絡いただいても双方で連携し、確認作業を行います。町広報には、不法投棄を見かけた場合の連絡先を掲載しておりますが、毎月の掲載とはしておりませんでしたので、今後は定期的な掲載やホームページへの掲載も検討してまいります。ただ、不法投棄を確認した場合にラインで伝えてはとのご指摘につきましては、冒頭ご説明しましたとおりそもそも犯罪行為でありますので、警察による捜査もあり得るため、情報等の発信につきましてはより慎重に取り扱う必要があると考えております。今後も警察と連携し、対応してまいります。悪質な事例につきましては防犯カメラの増設等も検討してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○1番（石田浩二） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 笹木笑子 議員

○議長（高橋成和） 次、3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 質問の前に、物価上昇がやまない中でこのたびのいち早いスピード感を持った経済支援、心より敬服いたしております。ありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。帯状疱疹の予防推進について。帯状疱疹については、予防の推進を呼びかけるテレビCMが放映されております。目にされた方もいる

と思います。日本成人の90%以上は、帯状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜っており、発症者は加齢に伴う免疫力の低下により50歳以上が7割を占め、80歳以上の3人に1人は帯状疱疹を経験していると言われていています。帯状疱疹の病名の認知度は高いが、誤った認識からリスクやワクチンの認知度は低いと言われていています。発見が早ければ早いほど治療効果が高く、重症化しにくくなると言われていています。しかし、高齢者の罹患率が高いため、気づかずに治療が遅れるケースも少なくなく、早期治療の重要性の認識が薄いとのことです。予防として、帯状疱疹ワクチンの接種が有効と言われていますが、ワクチンの認知度の低さから、どこでどのようなワクチンが接種できるのか、情報はほとんど目にしません。有効と言われているワクチンも高価で、本町の医療機関では1回7,150円です。夫婦での接種は、経済的負担が多く、接種に至っていない現状であります。本町においても誤った認識から帯状疱疹だと気づかずに治療が遅れるケースもあります。そこから神経痛、フレイルへ移行、ひいては寝たきりになるリスクも考えられます。また、テレビCMから不安に思う方々もいると推測され、高齢者が多い本町としては何らかの対策が必要と考えます。予防に勝る治療なしと言われてますように、帯状疱疹の予防効果についての周知、ワクチン接種費用の助成により予防の後押しとなり、健康寿命の延伸にもつながると考えますが、見解をお伺いいたします。

続きまして、児童館の放課後児童クラブ化について質問いたします。質問の前に、児童館と放課後児童クラブについて簡単に説明させていただきます。児童館とは、健全な遊びを与え、遊びによって心身の健康を増進し、知的、社会的能力を高め、情緒を豊かにするように指導員（児童厚生員）が援助する児童厚生施設をいいます。放課後児童クラブとは、学童とも呼ばれ、保護者が就労などで昼間家庭にいない小学生を対象にした放課後の遊びと生活の場であり、家庭の代替機能としての場所であります。地域子ども・子育て支援事業の一つでもあります。放課後児童支援員が指導計画に沿って育成することとされています。出欠管理も伴います。このように設置目的、職員の業務内容も異なります。

令和2年9月の定例議会において同テーマで一般質問した経緯があります。その折の教育委員会の回答は、児童館において放課後児童クラブに準じた機能を持たせた運営をしている旨の答弁でありました。しかし、保護者からの要望として今も放課後児童クラブの設置が出ているということは、機能として働いていないのではないかと考えられます。保護者の認識は、放課後児童クラブとして通わせていますが、職員は厚生員も含めて児童館の認識での預かりです。保護者側、児童館側との基本的な運営方針の共有がなされていないと推測します。放課後児童クラブとしての機能具有のため、放課後児童支援員を配置しているとのことですが、同じ支援員が常駐して働く勤務体制ではなく、日々交代での配置ということですので。日々大半の時間を子供たちと直接関わるのは、児童厚生員です。援助者として子供の成長に寄り添うだけではなく、保護者を支える役割も担っている大切な人的環境ではありますが、研修などの機会は皆無とのこと。保護者が安心して預けられ、子供にとっても放課後を安全に健やかに過ごす居場所としての機能を得るには、保護者、厚生

員、支援員の運営に関する方針などの共有、専門支援員の常駐配置、厚生員がよりよい援助ができるような研修の機会を確保することが有効と考えますが、見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、林保健予防担当課長。

○福祉課保健予防担当課長（林 孔美） 3番、笹木議員の1件目のご質問、带状疱疹の予防推進についてお答えいたします。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起きる皮膚の病気で、子供の頃感染した水ぼうそうが治癒した後もウイルスが神経に潜伏し、免疫低下や加齢に伴いウイルスが再び活性化することによって発症します。症状としては、皮膚に分布している神経に沿って痛みを伴う水疱が帯状に出現し、通常2から4週間で皮膚症状が正常に戻り、多くの場合皮膚症状が治ると痛みも消えますが、神経の損傷によってその後も痛みが続く带状疱疹後神経痛が最も頻度の高い合併症となっており、治療は抗ウイルス薬の投与を行い、より早期に治療すると効果が高いとされています。

予防接種は、法律に基づき市町村が実施する定期接種と希望者が各自で受ける任意接種の2つに分かれており、带状疱疹予防接種については厚生労働省ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会で定期接種化に向けた議論がされているところですが、現在は任意接種となっています。带状疱疹の予防接種については、50歳以上を対象に2016年に認可された国内製の弱毒性水痘ワクチンと2020年に認可された海外製の乾燥組換え带状疱疹ワクチンの2種類があります。発症予防効果については、日本製ワクチンは約50%、海外製ワクチンは約97%、効果持続期間は日本製ワクチンは5年、海外製ワクチンは9年以上とされていますが、海外製ワクチンは日本製ワクチンの1回接種に対し2か月間隔で2回接種が必要なこと、接種部位の痛みなど副反応が強くと報告されており、それぞれのワクチンに長所と短所があります。

ご質問の带状疱疹の予防推進についての対応ではありますが、第一に予防が大切ですので、日常生活ではバランスのよい食事、適度な運動、休息など免疫を低下させないことが大切です。高齢者の通いの場やがん検診などの個別通知に合わせ、带状疱疹の症状、治療、日常生活における予防、ワクチンの有効性についてリーフレット等で住民周知を図ることから始め、議員ご指摘のワクチン接種費用の助成については道内でも助成を開始している自治体があることは承知しておりますが、予防接種法上任意接種の位置づけであること、任意接種の場合一定の効果があるものの全員に対する効果が明らかでないこと、副反応が強くなる人が出るなど一部課題が残るワクチンもあり、厚生労働省の定期接種化に向けた検討を注視し、近隣市町の助成の動向を踏まえ、検討してまいります。

また、フレイル予防、健康寿命の延伸につきましては、各種健康診断、介護予防事業、住民主体のポールウォーキングなどの支援を継続し、町民の健康増進を図ってまいります。

ことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） 次に、米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） 3番、笹木議員の2件目のご質問、児童館の放課後児童クラブ化についてお答えいたします。

本町の児童館につきましては、平成31年4月に開設した認定こども園等複合施設に児童館を併設し、専用の図書室、創作活動室、遊戯室を配置することで勉強や読書、運動など放課後や長期休暇の子供たちの居場所や遊び場を提供しており、職員体制は児童厚生員と保育教諭合わせて2名を配置し、運営しております。平成30年度から保育教諭が放課後児童支援員の資格研修を受講し、これまで4名の保育教諭が資格認定を受け、園職員及び児童厚生員の内部研修を行うなど児童館での子供の育成支援や必要な知識及び技能習得、安全対策も強化してきており、今後も研修機会を提供してまいりたいと考えております。

ご指摘の放課後児童支援員の常駐配置につきましては、こども園の土曜日開園に伴い、土曜日に勤務した有資格者である保育教諭が平日に振替休日や早出、遅出のローテーションで勤務していることから、専属職員による配置のような状態になっていないのが現状であり、児童館としての運営状態となっております。今年度の保育教諭及び児童厚生員、子育て支援係職員での打合せ会議では、これまでの振り返りや次年度の運営に向け協議しており、次年度に向けた取組では利用申込書に保護者の就労状況などの記入欄を設け、遊びに来る子供なのか、預かりの必要な子供なのか利用目的の確認や児童館に何を求めているのか、保護者、児童へのアンケート調査の実施も検討しております。放課後児童クラブにつきましては、厚生労働省が平成26年に定めた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準により細かな設置基準が定められておりますことから、今後関係課とも協議をしながら設置に向けて検討してまいります。今後におきましても保護者や小学校等関係機関と連携を図りながら、保護者ニーズに応え、児童が安心、安全に過ごすことができる放課後の居場所を提供してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。笹木議員。

○3番（笹木笑子） ただいまの次長の答弁内容は理解いたしました。ですが、今回もそうなのですけれども、児童クラブ化について答弁として教育委員会のほうでお答えいただいております。ただ、児童館自体は施設、またそこに働く職員は福祉課に所属しております。このような中でどちらがリーダーシップを取って今後運営されるのか、またこういう2つの課にまたがっていることについて町として何らかのお考えがあるのではあればお伺いしたいと思います。

○議長（高橋成和） ただいまの再質問に対して、奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいまの再質問について、現状認定こども園そのものが保育園機能と、それと幼稚園機能、この両方を持っているということは議員もご承知のとおりだと思います。また、児童館については、児童館という名前だけでいくと、当然福祉課の所管

になると。ただ、こういう複合施設という形でやっていますので、どこか主になる課は必要になってくるかと思います。

それで、今後の対応についてということでの再質問だと思いますけれども、ご承知のとおり来年4月からこども家庭庁が新たに設置されます、国において。その中において保育園、こども園についてはこども家庭庁が所管となり、残念ながら幼稚園が依然として文部科学省の所管ということで、なぜここが一体化されないのかというのは私自身も疑問に思うところではありますが、いずれにいたしましてもこども家庭庁に所属するということとなりますと、やはり主になるのは福祉課というふうには考えています。ただし、幼稚園部分、さらには放課後児童クラブ、学童クラブ含めてどうしても教育委員会が何らかの形で関わる必要は当然出てくると思います。そういう意味で主体は福祉課ということになりますけれども、教育委員会ときちっと同じテーブルで協議をする場、もしくは事業計画を行う上で必要があれば認定こども園の運営委員会的な組織づくり、これは外部の有識者も導入した形での組織化というのも検討していきたいというふうに考えております。再質問の答弁になっているかどうか分かりませんが、いずれにしてもどこかが主体とならなければいけない部分がありますので、現状では福祉課という形で続きますけれども、ここにしっかりと教育委員会も関わる必要があるというふうに、私自身そういうふうに思っておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号
議案第35号

○議長（高橋成和） 次、日程第3、議案第30号から日程第8、議案第35号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第30号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第31号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第32号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整備に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第33号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第34号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第35号 令和4年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 令和4年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第4号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査について申出がございましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第3号

○議長（高橋成和） 日程第10、派遣第3号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎年末挨拶

○議長（高橋成和） 以上で今定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしました。

今年最後の議会でございますので、ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思っております。奥山町長。

○町長（奥山光一） ご指示がございましたので、令和4年最終議会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

早いもので令和4年第4回定例会も本日をもって閉会となります。この1年間、高橋議長はじめ、議員各位には従前に増して何かと厳しい町内情勢下にある中、山積する本町の諸課題の解決に向け、ご理解とご協力を賜り、また本会議におきましても提案いたしました全ての案件につきまして真摯なご審議を賜り、おかげをもちまして全案件、原案どおり可決、承認をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

冒頭ではございますけれども、私ごととなります。本年4月の任期満了に伴います町長選挙におきましては、多くの町民の皆様の温かいご支援により3期目となります第20期町

政を担わせていただくことになりました。本町は、依然として多くの課題を抱えており、その対応に全力を傾注してまいりますので、高橋議長はじめ、議員各位にはさらなるお力添えを賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

地方自治体の行政運営、今とても大きな転換期を迎えているというふうに思っております。DX、GXをはじめ、国の政策により人口減少対策のほか、新たな公共交通問題も地域課題として発生しております。さらに、ウクライナ侵攻や急激な円安に起因する物価高騰対策、この対応についても十分な対応を迫られているというふうに考えております。住民生活や地域経済を支える、こういう事態を受け、どのような対応すべきかもさらなる検討を重ねてまいりたいと思います。このことに限らず町内全般を今見たとき、何をやるのかではなくて、何をしなければならないのか、何が求められているのか、これらをしっかりと把握した上で前例にとらわれることなく、また潮流に乗り遅れることもなく、上砂川町の未来、将来を見極めつつ、職員と共に一生懸命取り組んでいきたいというふうに考えております。

新型コロナウイルス感染症対応も3年目となり、残念ながら今なお感染拡大は続いております。行動制限もない年末年始を迎えようとしておりますが、皆様方には油断することなく、しっかりとした感染対策の下、ご自愛をいただきますようお願い申し上げます。

改めて議員各位には今年1年本町の発展、振興にご協力を賜りましたことに深く感謝を申し上げ、本年最終議会に当たっての挨拶とさせていただきます。1年間、本当にありがとうございました。

○議長（高橋成和） 私からも一言ご挨拶申し上げます。

本年の4回の定例会と臨時会をはじめといたしました数々の議会活動に対しまして、皆様の真摯な取組のおかげで無事終了することができましたことを心よりお礼申し上げます。

昨年に引き続き新型コロナウイルスが猛威を振るっておりますが、旅行やイベント開催が解禁されるなど、地域経済においても徐々にではございますが、回復の兆しが見えてきており、町内においても3年ぶりにイベントが開催されたところです。しかしながら、空知管内においては、いまだ多くの感染者が発生しており、またインフルエンザの流行も予想されることから、引き続き感染対策に取り組まなければならないと思うところです。

現在の経済情勢については、円安が続き、食料品や燃料などの物価の高騰により私たちの生活に大きな影響を与えておりますが、国の新型コロナウイルス対策給付金の活用や町独自の支援対策により光熱費高騰対策として全世帯5万円の給付等を行っていただいたところでございます。

本町の重要課題でございます人口減少問題や少子高齢化問題については、第7期総合計画後期基本計画、第2期総合戦略に基づき各種施策に取り組んでいるところでございますが、子育て支援や高齢者支援及び移住定住対策などや今後デジタル化や脱炭素化を目的とした新たな分野の対応など課題解決に向け、議会の立場として今後においても支援、協力

していかなければならないと考えております。町を取り巻く状況は、目まぐるしく変化し、その対応に大変多くのご苦勞があるかと思われませんが、奥山町長を中心に職員の皆様のご活躍を期待するところでございます。

冒頭にも申し上げましたが、議員各位におかれましては本年開催された各定例会、臨時会に提案されました全案件につきまして慎重審議をいただいたことに対しまして感謝を申し上げます。また、円滑な議会運営にご協力を賜りましたことに対しても重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

今年も残り少なくなりました。どうか理事者の皆様、そして議員の皆様方には健康に留意され、ご家族共々お元気で新年を迎えられますようご祈念申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で令和4年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（閉会 午前10時53分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 越 前 等

署 名 議 員 伊 藤 充 章